

**狂犬病予防注射は
必ず受けましょう**



生後91日以上の飼い犬には、登録と、年1回の狂犬病予防注射の接種が義務付けられています。

狂犬病は治療法がなく、感染すれば100%死亡する恐ろしい病気です。

左記の日程で狂犬病予防注射と犬の登録の受付を行いますので、必ず受けてください。

日程が合わない場合は、四万十市・宿毛市内の動物病院でも注射登録ができます。

◆大方地区・佐賀地区

6月18日(木)

※登録済みの飼い主の方には、場所・時間をご案内します。その他の方は、左記までお問い合わせください。

○お問い合わせ

本庁 住民課 環境保全係

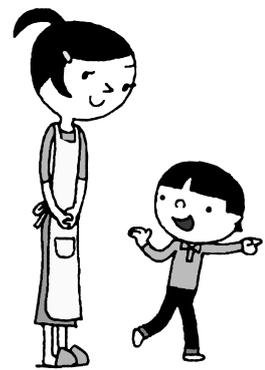
☎ 43-2800 (課直通)

佐賀支所 地域住民課

総合窓口 第1係

☎ 55-3113 (直通)

子育て世帯臨時特例給付金



消費税率引上げの影響などを踏まえ、子育て世帯の家計への負担を減らし、消費の下支えを図るために、児童手当を受給している方に、「子育て世帯臨時特例給付金」を支給します。

対象となる方は、平成27年5月31日時点で住民票のある市区町村に申請が必要です。

黒潮町の対象者(公務員受給者以外の方)には、6月初旬に児童手当の現況届と一緒に、案内書と申請書を送付しますので、申請期間内に提出してください。

◆支給対象者

平成27年6月分の児童手当を受給される方。

※ただし、特例給付(児童手当の所得制限額以上の方に、児童1人当たり月額5千円を支給しているもの)を受給される方は、対象となりません。

【扶養親族の数と所得制限限度額】

扶養親族	所得制限限度額
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円
4人	774万円
5人	812万円

※扶養親族などの人数が6人以上は、1人増えるごとに38万円を所得限度額に加算。

※所得税法に規定する老人控除対象配偶者または老人扶養親族がいる場合は、1人につき6万円を加算。

◆対象児童

支給対象者の平成27年6月分の児童手当の対象となる児童

※平成27年5月31日以後支給決定までの間に亡くなられた児童は対象外。

◆支給額

対象児童1人につき3千円

◆申請期限

12月28日(月) 必着

◆申請方法

「子育て世帯臨時特例給付金申請書」を役場担当窓口へ提出してください(郵送可)。

公務員受給者の方は、勤務先から交付された「申請書」と「受給証

明書」を申請期間内に提出してください。

◆給付方法

申請書受付後に審査し、10月以降、支給対象者の指定口座(児童手当で登録している口座など)へ振り込みます。

○お問い合わせ

本庁 住民課 住基戸籍係

☎ 43-2800 (課直通)

佐賀支所 地域住民課

総合窓口 第2係

☎ 55-3701 (直通)

**給付金を語った『振り込み詐欺』や『個人情報の詐取』に
ご注意ください!!**

●市町村や厚生労働省がATM(銀行などの現金自動支払機)の操作を願うことは絶対にありません。

●ATMを操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。

●市町村や厚生労働省が、給付金支給のための手数料の振込を求めることは絶対にありません。